

警報発令時の教育活動に関する判断

本校の気象警報発令の際の教育活動につきましては下記のとおり。

1 判断基準

小平・立川・東大和・東村山・国分寺の5市のうち1市にでも、
大雪・大雨・暴風等の気象警報（特別警報を含む）が発令された場合

2 具体的な判断手順

(1) 始業前

ア) 当日朝に判断せざるを得ない場合

- a. 朝6時の時点で発令されている場合
10時40分まで始業時間を繰り下げ、自宅での学習・待機とする。
- b. 8時までに解除された場合
10時40分を始業時刻とし、第3校時から授業を行う。
- c. 8時の時点でも引き続き警報が発令されている場合
13時20分まで始業時間を更に繰り下げ、自宅での学習・待機とする。
- d. 10時30分までに解除された場合
13時20分を始業時刻とし、第5校時から授業を行う。
- e. 10時30分の時点でも引き続き警報が発令されている場合
第5校時以降の授業は行わず、引き続き自宅待機とする。
- f. 13時の時点でも引き続き警報が発令されている場合
補習補講、部活動等の課外活動は中止する。

イ) 登校途中に上記の警報発令を知ったとき

自宅に戻るか、又は、学校に登校するか、安全に行動できる方を選択する。

自宅に戻れた場合は、上記ア)に沿って行動する。

学校に登校した場合は、学校で状況をみながら指示をする。